

街づくり支援制度

Q&A



街づくり支援制度でできるのは、道路を広げるだけ？

道路の拡幅に伴って、ポケットパークや排水路の整備も行うことができ、あわせて隣地との境界も確定するため、これまでに制度を活用された地域の皆様には、大変喜んでいただきました。



道路を広げるための用地は市に無償で提供するの？

通常、建築基準法上のセットバック[※]による道路拡幅用地は、市への寄付や無償使用承諾をお願いしていますが、本制度では一定の基準により、市が買い取ります。

※二項道路（建築基準法第42条第2項で定める幅員1.8m以上4m未満の道路）に面した敷地で住宅等を建築する際は、原則、道路の中心線から水平距離で2mの位置まで敷地を後退させなくてはなりません。この後退させることをセットバックといいます。



自宅の前の道路だけ広げてもらうことはできるの？

本制度では、道路の一部のみの整備は対象外となりますので、路線単位での整備を皆様で検討してください。



今は不便を感じていないけど、道路が狭いと何か問題があるの？

火事や急病の時など、緊急車両が必要な時に道路が狭いと現場に近づけず、消火活動や救助に時間がかかってしまう場合があります。



道路を広げると税金が高くなると聞いたけど？

道路が広がると、税の算定基礎となる路線価が上昇し、税額が高くなる場合があります。



整備を完了するまで、どれくらい時間がかかるの？

これまでに本制度を活用して整備を行った地区における、関係者全員の方の同意から事業完了までにかかった期間は、おおむね1年半～2年半でした。

活用事例（廻間町）



施工前



施工後

見通しが良い安全な道路に生まれ変わり、地域の憩いの場所「ポケットパーク」もできました！

ポケットパーク

狭い道路、
困っていませんか。

街づくり
支援制度



緊急車両が通れない 狭い道路



安心して便利な 広い道路

問い合わせ 春日井市まちづくり推進部 都市政策課
☎ 0568 - 85 - 6265 (直通)

「狭い道、地域の力で快適に。」

街づくり支援制度 活用の主な流れ

都市政策課へ相談



まずは、お気軽にご相談ください。

説明会の開催



地域の皆様で制度の活用について検討していただけるよう、ご説明します。

地域での話し合い



地域住民や土地所有者等5人以上で団体を作り、どのような道路にするか等を考えます。※1

団体認定



団体認定※2されると、さまざまな支援が受けられるようになります。

整備計画案の作成



話し合いの結果を基に、道路や排水路、ポケットパーク等、より良い計画案を作成します。

測量・境界確定

支障物件の撤去

分筆・登記

整備工事



新しい道路に生まれ変わります。



市役所 9F 都市政策課
☎0568-85-6265



ココがポイント!!



- ポイント1** 宅地の測量費用が0(ゼロ)♪
高額になるケースも多く、負担が大きい測量費用を市が負担します。
- ポイント2** 隣地との境界が明確になる♪
登記簿等と現状が異なる土地や、隣地との境界が不明な土地が明確になります。
- ポイント3** 支障物件の撤去費用を市が補償♪
道路拡幅のための生け垣等の撤去(移設)費用を一定の基準※3により市が補償します。
- ポイント4** 拡幅のための用地は、市が買い取り♪
道路拡幅のための用地は、一定の基準※4により、市が買い取ります。

制度活用の主な条件

- 市が管理している幅4m未満の道路であること
- 市街化区域内の場合、土地区画整理事業が未実施又は未計画の地区であること
- 市街化調整区域内の場合、生活道路等の施設が未整備の集落地区であること

※ 上記以外にも活用の条件がございます。詳しくは都市政策課へおたずねください。

- ※1 同時に、道路拡幅用地の所有者等の了解を得てください。
- ※2 団体認定の申請には、町内会長・区長の承認が必要となります。
- ※3 支障物件の撤去(移設)費用は、「中部地区用地対策連絡協議会」の基準に基づき、建物・工作物それぞれ100万円を限度に補償します。
- ※4 用地は固定資産税路線価を基準に次の割合で買い取ります。



- ① 道路の隅切り用地 … 100%
- ② 角地等の用地 … 75%
- ③ 通常の用地 … 50%

拡幅後の道路境界